

定例教育委員会

議案

議案第19号

文化財の新規指定について

文化財の新規指定について、次のとおり承認を求める。

平成29年12月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

文審 第1号
平成 29年 1月 13日

坂井市教育委員会
委員長 牧田 靖夫 様

坂井市文化財保護審議会
会長 木村 昌弘

坂井市指定有形文化財の指定について（答申）

坂井市文化財保護条例第4条第4項の規定により平成29年4月19日付で坂井市教育委員会より諮問のあった別紙のことについて、当審議会で審議した結果、坂井市指定有形文化財として指定することが適当であると認めます。但し名称については、諮問のあった新保春日神社石祠ではなく、新保春日神社 境内社 厳島神社石祠とする事が妥当と判断します。

記

名称	新保春日神社 境内社 厳島神社石祠	1基
附銅像	三面八臂弁財天坐像	1躯

調査記録

調査年月 H27.12.3

調査者名 石祠：国京 克巳
仏像：河村 健史

所有者 新保春日神社 所在地 坂井市三国町新保 18-16

名称・数量 新保春日神社 境内社 厳島神社石祠 1基

附銅像 三面八臂弁財天坐像 1軀

構造及び形式 石造 入母屋造 軒唐破風向拝付き

製作年 元禄4年(1691)石祠背面壁銘及び、銅造厨子背面墨書銘

<所見>

新保春日神社境内の本拝殿手前南側の池中央にある境内社嚴島神社は、石造祠で総高約 2.2m である。石材は花崗岩(県外産)と緑色凝灰岩(笏谷石)からなる。2段の基壇は緑色凝灰岩で、下部基壇は3枚の厚い板石、上部基壇は4個の部材を組み合わせている。上部基壇の仕上げは下部基壇のように粗いツル目仕上げではなくて細かく、部材も小さな石材をもちいており、後に追加されたとみられる。石祠主要部は花崗岩のビシャン仕上げで、下から亀腹、軸部、上部軸部、屋根、2本の向拝柱からなる。一般にこれほど大きな石祠は、軸部は数枚以上の板材を組み合わせた壁として構成され、屋根も複数の部材に分割されてできている。当石祠は軸部が内法長押下で上下に分かれ、下部は石を割り貫いて室内を造り、神像(宇賀弁財天像、現在は春日神社本殿内に安置)を安置する。屋根は幅約 1.85m 奥行約 2m の1石から軒唐破風までも造り出し、棟石(破損のため2石)を載せる。軸部四隅と正面に柱型、壁周囲に上下2段の長押を彫り込む。軒裏に垂木彫りはなく、向拝柱上に組物、柱脚に礎石をそれぞれ簡略化して表現する。長押・軒唐破風の懸魚には中央に花、その両側に唐草を陽刻する。正面に銅板張りの両開き木製扉を立て、両側壁には弁財天眷属の十五童子の種子を、背面壁には祠造立の由緒を陰刻する。背面銘から石祠は元禄4年6月に新保浦上林武兵衛延雪によつて奉納されたものである。細部意匠が簡略化され、唐草等の彫物も一見目立たず、全体的にゆったりした感じのある秀逸な石祠である。また、上林武兵衛延雪は境内中程の鳥居(花崗岩製)も元禄8年3月に寄進している。

石祠の造立された元禄期は新保浦が廻船業で繁栄を極めた時期で、祠を寄進した上林家を始め竹内家、上野家は新保浦の船主で、瀧谷寺の有力な檀家でもあつた。これら各家の墓標は一般的な墓標石材の緑色凝灰岩ではなく、花崗岩製の別石五輪塔が使われている。これは当時の一般的石祠が緑色凝灰岩製であるのに対して、当祠が花崗岩製であることと同じである。これらのこととは、越前では当時入手が困難であった良質の花崗岩を船主が容易に調達できたことを示し、新保浦の廻船業がいかに繁栄していたかを示す貴重な歴史資料となる。

元石祠内に祀られていた神像は県内では珍しい銅製の三面八臂弁財天坐像で、細部まで丁寧に造られ、像全体のバランスや仕上がりがよい。持物や形相は『宇賀耶頓得如意宝珠陀羅尼經』諸説に基づくが、宇賀神が頭上左右ともに合わせて三面とする点が他では見られない特色であり、どのような経軌によるものかが課題である。本像がかつて祀られていた境内の石造弁財天社とともに現存することも礼拝環境を含めて知ることができ、重要である。なお、本像の背面銘から石祠と同年10月に上林氏によって奉納されたことがわかる。

<石祠背面壁銘>

「奉造立南無辨財天女石堂石壇 福壽增長子孫安榮衆人愛敬 諸難消除心中諸願皆令
満足所 元祿四辛未太歲 六月最勝吉日 新保浦上林武兵衛延雪」

<法量>

・石祠

総高 220cm

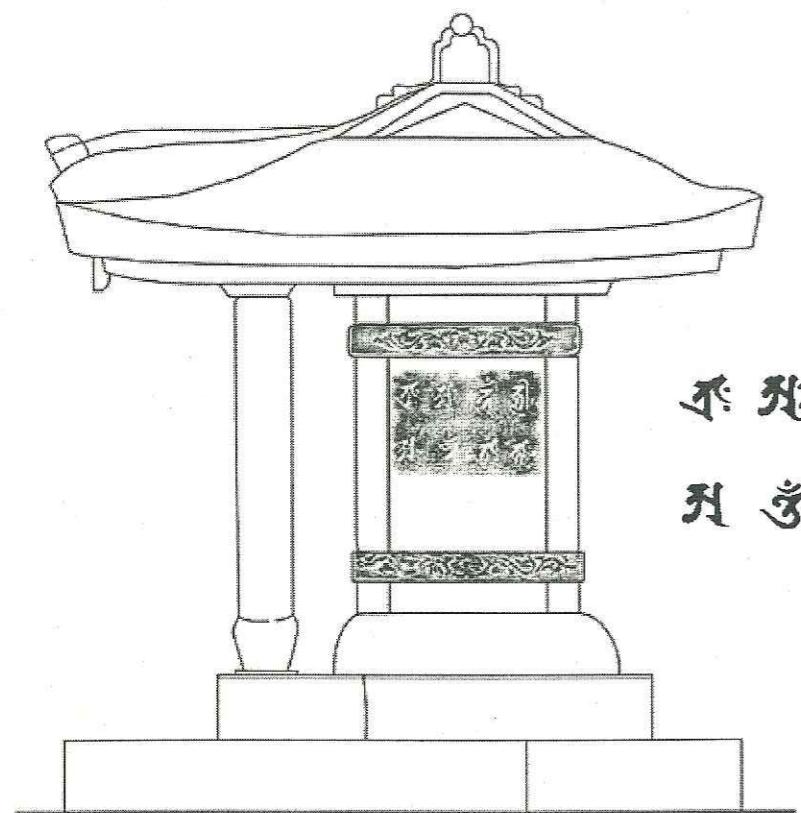
・附銅像 三面八臂弁財天坐像

像高 22.9cm	面長 4.5cm	面幅 4.1cm
面奥 5.2cm	頂～頸 8.9cm	耳張 5.3cm
腹奥 7.4cm	膝張 13.1cm	第2手間幅 21.0cm

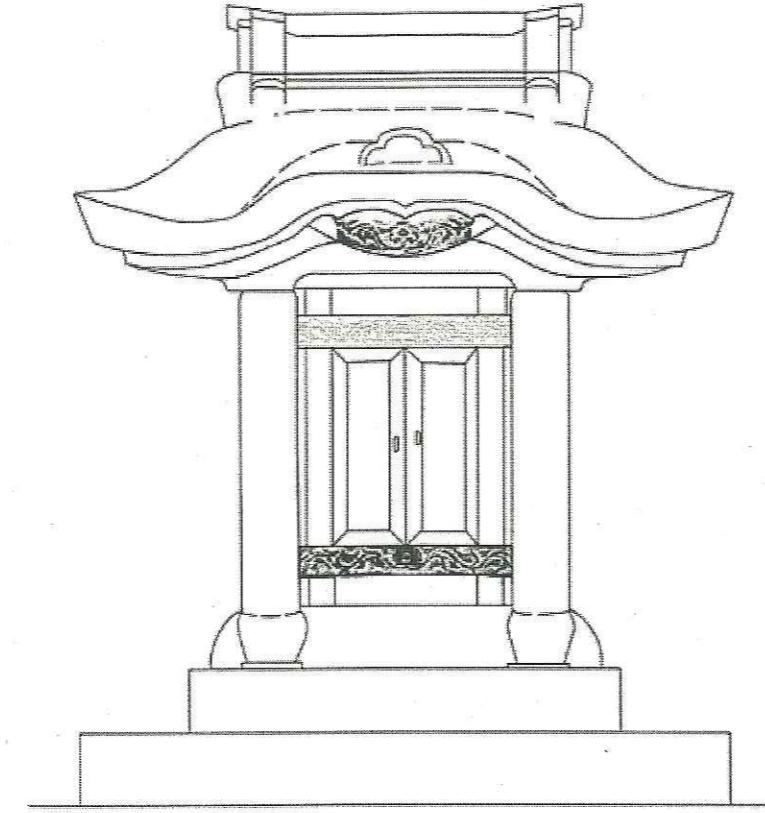
指定種別 有形文化財 建造物
名称・数量 新保春日神社 境内社 巖島神社石祠 1基
附銅像 三面八臂弁財天坐像 1軀
所在 坂井市三国町新保 18-16
管理者 新保春日神社
調査時期 平成 27年 12月 3日
調査者 国京 克巳 河村 健史
現地視察 平成 29年 7月 20日(木村会長・吉澤委員・国京委員・
河村委員)

福井県内とりわけ坂井市を中心とする嶺北地域には、江戸時代以降に緑色凝灰岩(笏谷石)で造られた石造建造物(石祠・鳥居・石塔など)が、神社や寺院などに多数確認されている。しかし、入手が難しい花崗岩の使用例は当時としては珍しく、当神社の境内社巖島神社石祠は、管見では坂井市内最古の例となる。石祠は大きいにもかかわらず、緑色凝灰岩による大きな石祠の造り方とは異なり、各部材は亀腹、軸部、上部軸部、屋根と棟石、2本の向拝柱から組み立てられている。軸部石を割り貫いて室内を造り、像を安置する。正面に銅板張りの両開き木製扉を立て、両側壁には弁財天眷属の十五童子の種子を、背面壁には祠造立の由緒が陰刻される。長押・軒唐破風の懸魚には花や唐草が陽刻され、その意匠も優れ、全体の姿は秀逸である。建立年は背面銘から元禄4年6月、新保浦上林武兵衛延雪によって奉納されている。保存状態は良好である。当石祠は江戸時代の三国とりわけ新保浦の廻船業の栄華を示す貴重な歴史資料でもある。

なお、石祠内に祀られ、現在春日神社本殿に安置されている三面八臂弁財天坐像は、県内では珍しい銅製で、細部まで丁寧に造られ、像全体のバランスや仕上がりがよい。本像がかつて祀られていた境内の巖島神社石祠とともに現存することも礼拝環境を含めて知ることができ、重要である。本像の背面銘から石祠と同年10月に上林氏によって奉納されたことがわかる。



向かって右

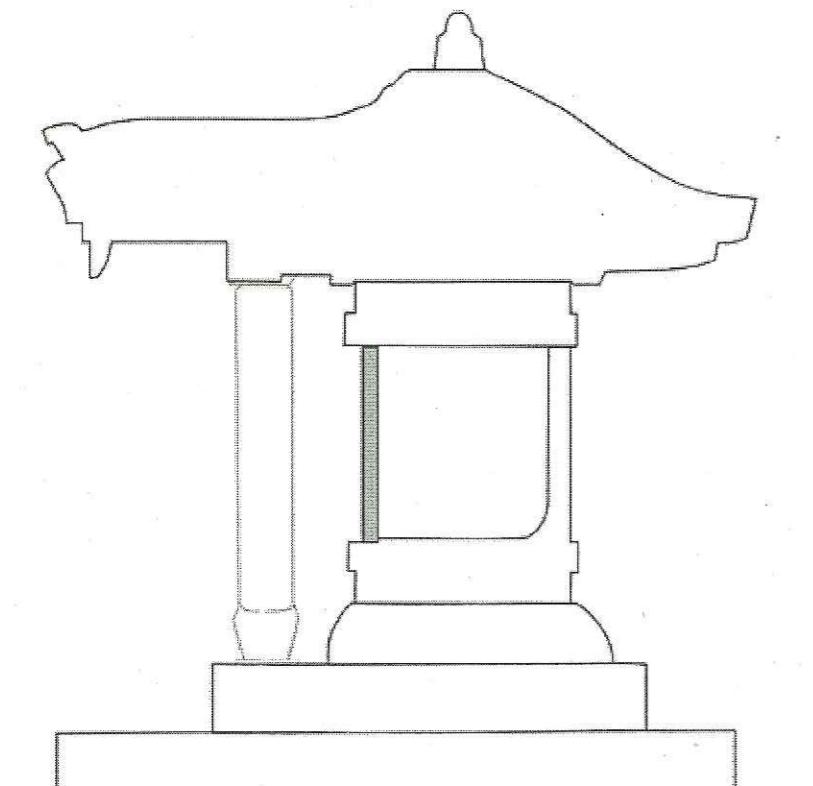


断面ライン

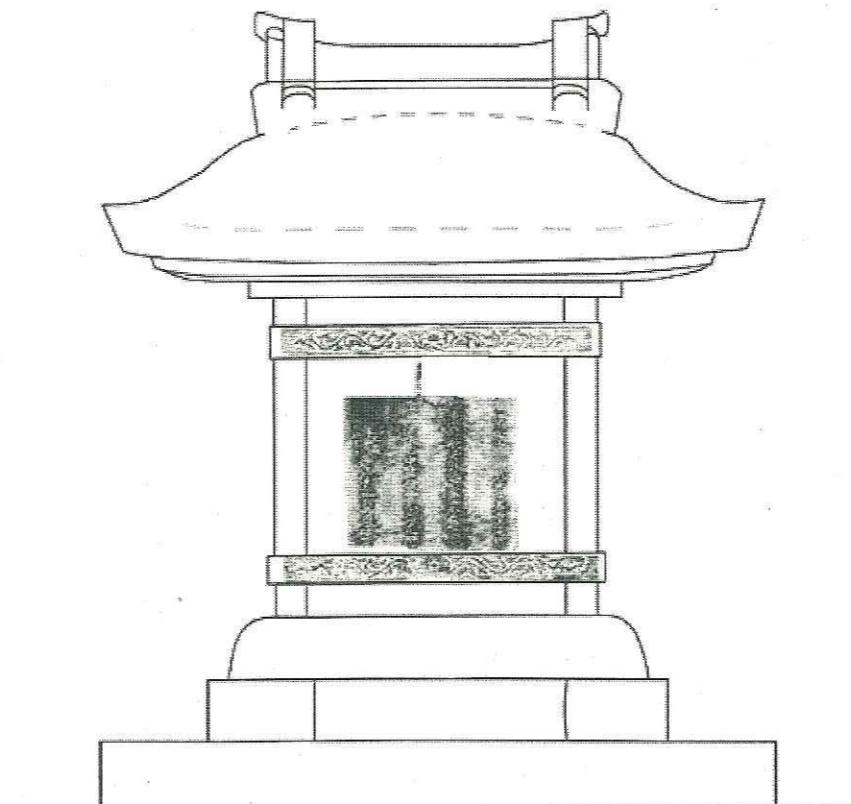


向かって左

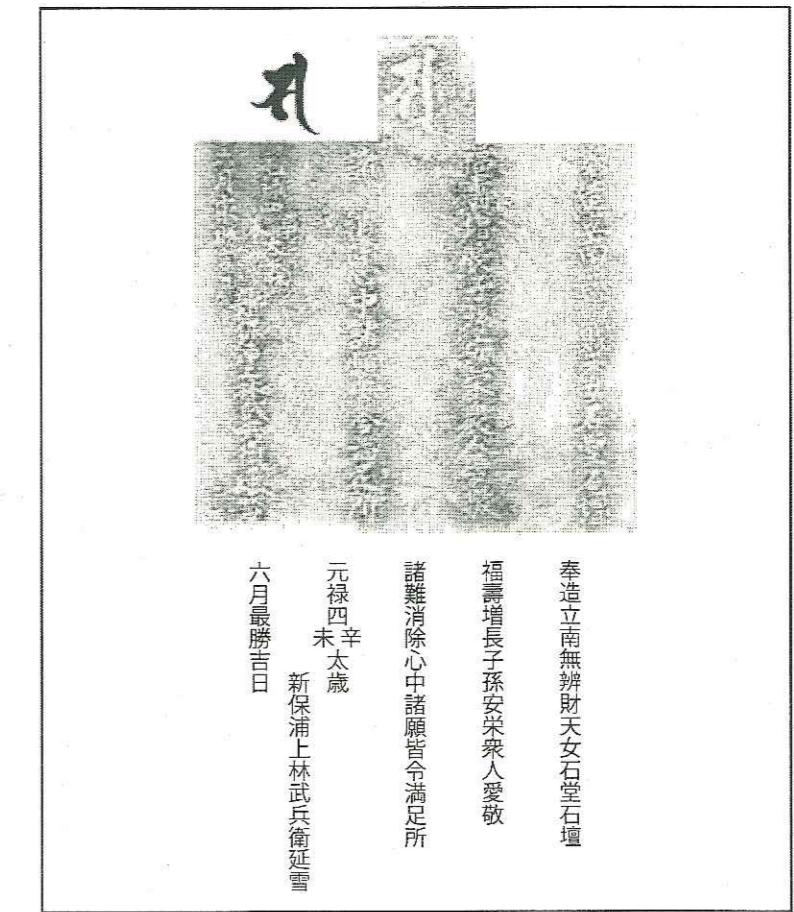
S.=1/20(単位cm)
0 100 500 1000 2000

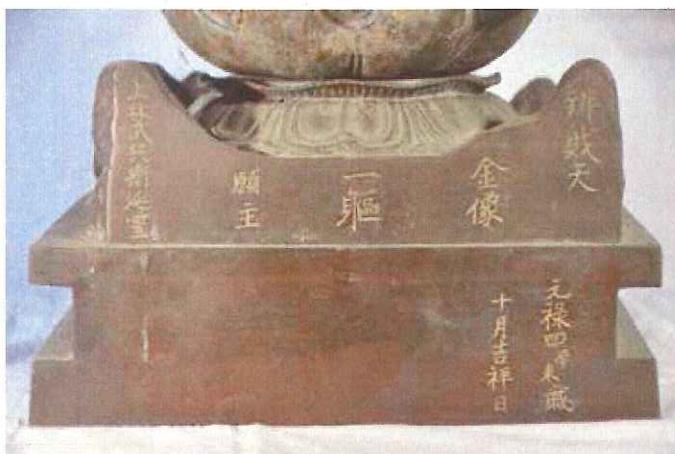
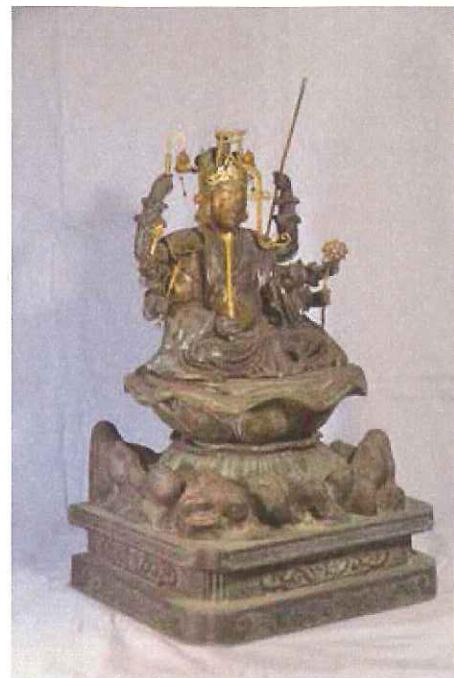


断面



背面







平成 29 年 4 月 19 日

坂井市文化財保護審議会

会長 木村 昌弘 様

坂井市教育委員会
委員長 三宅 小百合



諮問書

坂井市文化財保護条例第 4 条 4 項の規定に基づき、下記の文化財について、坂井市指定文化財への指定について諮問します

記

1 名称及び数	新保春日神社石祠	1 基
	附銅造 三面八臂弁財天坐像	1 軀
2 所在地	三国町新保 18-16	
3 指定者又は管理者	新保春日神社	
4 種類	建造物	
5 指定の理由	石造祠の花崗岩使用例としては市内最古の例とみられ、その大きさも大きく、意匠に優れている。同時に江戸時代の三国とりわけ新保浦の廻船業の栄華を示す上でも貴重な歴史資料の一つである。	

以上

様式第1号(第2条関係)受付

第

号

29.4.3



平成 29年 3月3日

住所 坂井市三国町新保18-16
氏名 春日神社

河口江之子



同意書

私の所有（占有・保持）する次の文化財を坂井市指定文化財に指定することに同意します。

記

- | | | |
|---------|-------------------------|----|
| 1 名称及び数 | 新保春日神社石祠 | 1基 |
| | 附銅造 三面八臂弁財天坐像 | 1軀 |
| 2 所在地 | 坂井市三国町新保 18-16 (春日神社境内) | |

文審 第2号
平成29年11月13日

坂井市教育委員会
委員長 牧田 靖夫 様

坂井市文化財保護審議会
会長 木村 昌弘



坂井市指定有形文化財の指定について（答申）

坂井市文化財保護条例第4条第4項の規定により平成29年4月19日付で坂井市教育委員会より諮問のあった別紙のことについて、当審議会で審議した結果、坂井市指定有形文化財として指定することが適當であると認めます。

記

名称 新保春日神社 鳥居 1基

調査記録

調査年月 H27.12.3

調査者名 国京 克巳

所有者 新保春日神社 所在地 坂井市三国町新保 18-16

名称・数量 新保春日神社 鳥居 1基

製作年 元禄 8年(1695) 正月 右柱 記銘

<所見>

新保春日神社境内の参道中程に花崗岩（県外産）製ビシャン仕上げの台輪鳥居が1基建つ。鳥居の総高436.4cm、亀腹上の柱間は330.0cmである。建立年は本殿に向かって右柱の内側に銘があり、元禄8年3月であることが確かめられる。この鳥居は昭和23年の福井地震で倒壊したと先代宮司が話していたと言い、左右の柱では外観から石材の質・仕上げ・風蝕にわずかな差が認められる。修理された石材と当初の石材を比較すると、当初石材は黒雲母・角閃石の粒が大きく、仕上げが粗く、風蝕がややすんでいる。この違いから左柱と同様に亀腹や貫は修理された部材と考えられる。扁額裏面は仕上げに機械切りの痕が見て取れ、明らかに新しい。

緑色凝灰岩（笏谷石）による江戸時代中期以降の鳥居が旧坂井郡内の神社に多数確認されている。しかし、花崗岩の鳥居は近年に建立された鳥居を除き非常に珍しく、管見では元禄時代に遡る当神社の鳥居が初見となる。この鳥居は境内社厳島神社石祠と同質の石材で、石祠建立の4年後のものである。石祠・石鳥居とも新保浦の廻船業を営む上林武兵衛延雪の奉納によるのである。この元禄前後の時期は新保浦が廻船業で繁栄を極めた時期であり、当神社本殿と合わせて貴重な歴史資料となるものである。

<鳥居柱銘>

「元禄八龍集乙亥春正月吉旦 願主 新保浦 上林武兵衛延雪」

<法量>

・鳥居

総高 436.4cm

指定種別 有形文化財 建造物
名称・数量 新保春日神社鳥居 1基
所在 坂井市三国町新保 18-16
管理者 新保春日神社
調査時期 平成 27年 12月 3日
調査者 国京 克巳
現地視察 平成 29年 7月 20日(木村会長・吉澤委員・国京委員・河村委員)

当神社の鳥居は花崗岩製の台輪鳥居で、元禄 8年に当浦の上林武兵衛延雪によって建立されたものである。緑色凝灰岩(笏谷石)による江戸時代中期以降の鳥居が旧坂井郡内の神社に多数確認されるが、花崗岩製の鳥居は当神社鳥居が初見である。この鳥居は福井地震で倒壊し、部材の一部が新しく修理されているが、外観からはほとんど違和感が感じられない。鳥居は境内社巖島神社石祠と同質の石材で造られている。

本鳥居は建立年代が明確で、花崗岩製としては旧坂井郡内では最古であり、当神社本殿や境内社巖島神社石祠と合わせて元禄前後の新保浦の繁栄を物語る歴史資料である。

新保春日神社 鳥居(写真)



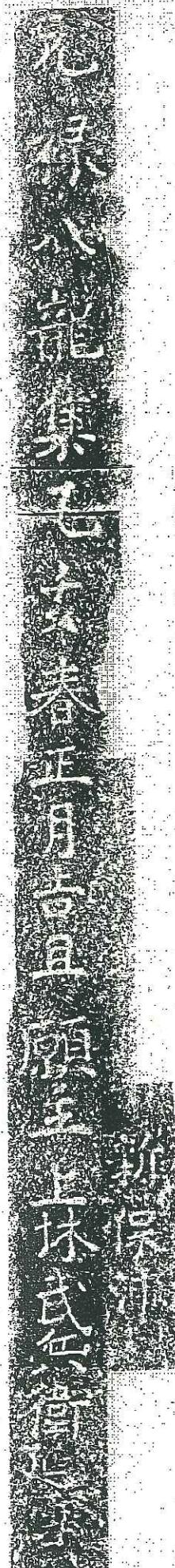
全景写真



扁額部拡大写真



右柱の銘文拡大写真





平成 29 年 4 月 19 日

坂井市文化財保護審議会
会長 木村 昌弘 様

坂井市教育委員会
委員長 三宅 小百合



諮詢書

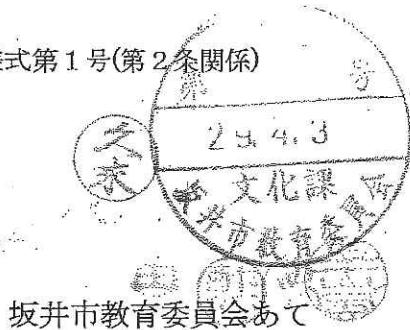
坂井市文化財保護条例第 4 条 4 項の規定に基づき、下記の文化財について、坂井市指定文化財への指定について諮詢します

記

- | | | | |
|---|----------|---|-----|
| 1 | 名称及び数 | 新保春日神社鳥居 | 1 基 |
| 2 | 所在地 | 三国町新保 18-16 | |
| 3 | 指定者又は管理者 | 新保春日神社 | |
| 4 | 種類 | 建造物 | |
| 5 | 指定の理由 | 石造鳥居の花崗岩使用例としては市内最古の例とみられ、その大きさも大きく、意匠に優れている。同時に江戸時代の三国とりわけ新保浦の廻船業の栄華を示す上でも貴重な歴史資料の一つである。 | |

以上

様式第1号(第2条関係)



坂井市教育委員会あて

平成 29 年 3 月 9 日

住所 坂井市三国町新保 18-16
氏名 春日神社
官司 佐々木



同意書

私の所有（占有・保持）する次の文化財を坂井市指定文化財に指定することに同意します。

記

- 1 名称及び数 新保春日神社鳥居 1基
- 2 所在地 坂井市三国町新保 18-16 (春日神社境内)

議案第20号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成29年12月19日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫